

1. 夜更の禁止をせしめ、工場、卸倉に止るは尤も好まざる、賃金増し
せしめしむ。

2. 或程度迄の自由外出の許せしむ。

3. 労務に二努力を促しせしむ。

4. 労務に勤勞の心を促し、賃金を増しせしむ。(一時間一円を前より)

5. 毎月賃金に労務の代表せしむ。

追加要求

1. 健康に害を及ぼさず。

2. 業務上之負傷し又ハ疾病ノ為メに治療業ヲ奉(一)ヨリ申出シ

ハ、一、早退其ノ後ノ為メ又ハ許可せしむ。

3. 工場内ノ規則ヲ守ルヲ許せしむ。

引及ニテ司理人宛補ノ新法ニテハ許せしむ。

解法ニテハ

1. 労務に及ぼす之を十九九ノ解法ニ

2. 被解法者之を五五ノ法ニ

① 労務に及ぼす野田運送社(四一六―五一九)

野田、千葉、東京、富山、野田、所

役員、五月十日、野田、神田、小笠原

役員、男七一名

役員、男七一名

役員、男七一名

野田運送社或ハ社ノ各派上共同就業ノ此レ目的ノ下ニ四月十日ニ
此要書ヲ提出ス

1. 提書中、社規則之知者ニテ一月二十日以上出勤者ニハ賃金
此レより二日四十分増シ、此レより他分は、此レより賃金増シノ